

障害者福祉システム等標準化検討会 自立支援医療ワーキングチーム（第2回）議事概要

日時：令和3年10月14日（木）9:35～11:45

場所：日本コンピュータ株式会社 汐留シティセンター10F セミナールームA・B 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学人間福祉学部教授
出席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所社長
出席	笹原 秀夫	東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課 課長代理
出席	石井 麻里	大阪府こころの健康総合センター総務課 総括主査
欠席	宮田 宏之	小山市総務部情報政策課 主任
欠席	新宅 怜夫	千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課 主査
出席	志村 憲一	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 主事（代理出席）
出席	大原 隆史	葛飾区福祉部障害福祉課 主事
出席	配島 大	二宮町健康福祉部福祉保険課 副主幹
欠席	田原 克志	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
欠席	矢田貝 泰之	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
出席	巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
出席	島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 老健局介護保険計画課 社会・援護局障害保健福祉部企画課 併任
出席	高相 泰忠	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐
出席	井上 明子	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 データ解析専門官

（オブザーバー）

欠席	伊藤 豪一	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席	前田 みゆき	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席	池端 桃子	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席	丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
欠席	清水 康充	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	米井 駿	デジタル庁統括官付参事官付
出席	羽田 翔	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 理事官

【議事次第】

1. 開会
2. 第2回 WT の検討概要
3. 1.1 版案への反映
4. その他

【議事概要】

○厚労省情参室

- ・ 本日の自立支援医療WTより東京都、大阪府の構成員に新たに参画していただいている。これまで標準化法に基づく標準仕様書については市町村が行う17基幹業務を出発点として作成し、令和3年8月30日に障害者福祉システム標準仕様書【第1.0版】を公表したところである。その中で自立支援医療に関しては更生医療、育成医療、精神通院医療の3つに分かれているが、その内、精神通院医療のみ実施主体が都道府県および政令市となっており、必ずしも市町村のみが業務を行っているわけでない。このことから、障害者福祉システム標準仕様書【第1.1版】を年度末に向けて策定する中で、都道府県の皆様へどのように標準仕様書、あるいは標準準拠システムを提供することが適切なのかを検討したいと思い、東京都、大阪府の構成員に参画いただいた。

○後藤構成員

- ・ (資料「障害者福祉システム標準仕様書【1.1版】(案)_履歴有」33ページ)「表3-7操作権限管理(実装必須機能)」の中に利用できる操作として「削除」という表現がある。この「削除」について説明をいただきたい。データの履歴を削除するような処理については慎重に検討する必要があると認識している。そのため、修正の履歴は残しておくようにするため、住民記録システムの標準仕様書ではデータを物理削除するのではなく論理削除する仕様としている。
⇒ (事務局) 住民記録システム側で修正の履歴は残しておくように、削除については論理削除と整理していることを把握できていなかった。住民記録システムの内容を把握する中で、障害者福祉システム側の整理について検討させていただく。現時点の記載としては、削除については慎重にすべきと認識しているため、操作権限を個別に設定できる機能とし、安易に誰でも削除できないこととしている。(検討課題一覧No245)

○後藤構成員

- ・ (資料「障害者福祉システム標準仕様書【1.1版】(案)_履歴有」36ページ)一括処理について月単位、年単位で実行する、いわゆるバッチ処理が様々あるが、処理を実施する期日が縛られてしまうようなデザインはシステムとして望ましくない。(例えば月次の統計処理を月末日の夜に実行しないといけないなど。)今後、ガバクラ上で各団体が一斉に処理を行うと非常に負荷が大きくなることが予想される。そのため、翌月になって任意の日に基づ日を設定でき、実行するデザインが望ましいと考える。
⇒ (事務局) 障害者福祉では国保連とのデータのやりとりの事務が気になる場所であり、月次である程度決められたスケジュール内で処理を実施する制約がある。分散して処理ができることが望ましいとの意見であるが、デジタル庁と調整の上、進めたいと考えている。

○後藤構成員

- ・ 自立支援医療について受給者証が発行され、受給者は医療機関で受給者証を提示している。医療機関は受給者証の内容を手入力しているが、手入力する負担を減らしたい観点からの意見である。例えば受給者証に機械で可読可能なQRコードを印字することで、医療機関はQRコードを読み取り、効率性を高めることができるのではないかと考える。なお、住民記録システムの仕様書では自治体間でやり取りする転出証明書について、QRコードを証明書に印刷するようにしており、転入先の自治体がそれを読み込むことでデータが入力できる機能を実装している。

⇒（事務局）意見については昨年にも後藤構成員よりいただき検討課題一覧にて継続検討としている。医療機関側のシステムで読み取りの仕組みを構築していただく必要があるなどの課題もあるため、時間を要する要件として管理している。

○後藤構成員

- ・（資料「障害者福祉システム標準仕様書【1.1版】（案）_履歴有」45ページ）「標準準拠システムへの切替時の留意点について」の記載について、本内容は標準仕様書の本編へ記載されるものではなく、別資料として整理し取りまとめたほうがいいのではないかと考える。また、障害者福祉システムのみならず他の16業務にも関連するため、デジタル庁の見解を確認したい。

⇒（デジタル庁）同様の意見を手帳WTでもいただいているが、結論から回答させていただくと基本的に障害者福祉システムの標準仕様書への記載は必要ないと考えている。総務省が提示している自治体DX推進手順書へ、今後、移行や切替の手順や段取りについて充実される予定であり、ガバメントクラウドの業者が確定すれば、技術仕様も明らかになる。また、ガバメントクラウド先行事業の検証結果も情報として出てくるため、今後、新しい情報があれば随時共有をさせていただく予定である。

⇒（事務局）事務局としても、方向性としてはデジタル庁からの説明の通り進めさせていただく。ただし、障害者福祉システム固有の案件を漏らさずに示していくことができるかは、気になる点であるため、引き続きデジタル庁とも調整し進める。

○厚労省情参室

- ・ 精神通院医療については都道府県と政令市が実施主体となっている。その上で、受付けなどの事務は市町村へ委任をしていると思うが、その場合の申請書の様式について都道府県が定めたものを市町村に配って使用しているのか。また、様式については各市町村が自由に決められるようになってくるのか東京都、大阪府に確認をさせてほしい。

⇒（東京都構成員）申請様式については東京都にて用意し、自治体へ配布している。市区町村側の独自様式については認めていない。

⇒（大阪府構成員）東京都と同様に大阪府も申請様式（3枚複写式）を用意し、自治体へ配っている。ただし、市町村によってはシステムから印刷した申請書を使用しており、進達時に大阪府へシステムから印刷した申請書を送付する市町村もある。なお、その場合においても大阪府が定めたレイアウトの内容と大きな差異はなく、バーコードが追加されている程度である。

○厚労省情参室

- ・標準準拠システムにて申請書のレイアウトが指定されることになった場合、市町村はその申請書のレイアウトを使用することになるが、そのレイアウトが東京都や大阪府が定めた様式と異なる場合、東京都、大阪府として定めている様式を標準準拠システムの様式にあわせることは可能か。
 - ⇒（東京都構成員）東京都としては、自立支援医療（精神通院医療）は別の医療費のシステムと連動しているため様式をあわせることは難しい。
 - ⇒（大阪府構成員）大阪府は、もともと国の様式をベースに大阪府の様式として定めているため、様式をあわせることは可能である。ただし、事前準備として申請書を大量印刷する必要がある。また、大阪府内の市町村でシステム化しているところはシステムの対応が必要となる部分が懸念される。
 - ⇒（厚労省情参室）市区町村の構成員にも同じ質問。市区町村の立場として都道府県が提供する様式と異なる標準様式に変更可能かお聞きしたい。
 - ⇒（船橋市構成員）千葉県が用意している用紙を使用しているため、大阪府構成員の意見と同様に事前の印刷等に時間を要する部分があるかと思うが、様式として合わせることは可能と考える。
 - ⇒（二宮町構成員）神奈川県から配布されたものを使用している。そのため、神奈川県が標準仕様に準拠した申請書に対応できるのであれば、二宮町としては問題ない。また、大阪府や千葉県と同様に事前の印刷準備等はそれなりに時間がかかると思われる。

○厚労省情参室

- ・システム標準化は自治体DXを実現できるようにすることでもある。そのため、紙での運用を電子化していく必要があると考えている。今回、標準準拠システムに切り替えることによって電子化することが可能なのかご意見をいただきたい。
 - ⇒（東京都構成員）精神通院医療の場合だと、例えば診断書についてはご本人は見れないように封書して提出することもあるため、医療機関と電子データでやり取りできれば効率的である。電子化にあたり申請書のみであれば対応は可能かと思うが、それに付随する所得区分の確認書類なども電子されるべきと思う。

また、東京都では自立支援医療における低所得者へ独自事業を実施しており、市区町村によっても独自の助成を実施している場合もある。その辺りが標準化としてどう扱われるのかは気になるところである。
 - ⇒（大阪府構成員）東京都と同様に申請書だけであれば、対応可能かと思うが、所得確認のための本人の同意書などの電子化は難しいと考える。
 - ⇒（厚労省情参室）東京都、大阪府より所得書類の確認について意見をいただいたので回答する。所得情報については税情報として電子的に市町村も都道府県も確認できると思うが、税情報のみで判断できない部分もあるため、すべてを電子化することはできない点もあると認識している。
 - ⇒（大阪府構成員）医療保険世帯の確認として国民健康保険の方は連携できると思うが、社会保険の被保険者についての連携は今回の標準化において可能となるのか。
 - ⇒（事務局）標準化仕様として添付資料の電子化については現時点ではない。ただし、将来的にはワンストップサービスなど政府が掲げている施策もあるため、現状できる可能性について各構成員へ確認したいというのが厚労省情参室の趣旨である。

○厚労省情参室

- ・東京都構成員、大阪府構成員へ確認となるが、市町村に委任している事務の範囲について申請の受付、進達のみに限られるか、それとも、所得審査業務も委任しているか。
- ⇒（東京都構成員）所得確認の審査業務も市町村に委任している。
- ⇒（大阪府構成員）申請の受付および所得審査を委任している。
- ⇒（事務局）東京都、大阪府では所得確認、判定を市町村へ委任しているとのことであるが、各市町村構成員の自治体での事務の範囲についても確認したい。また、申請書の電子化に向けて対応可否の意見もあわせてお願いしたい。
- ⇒（船橋市構成員）所得区分の判定まで委任されている。所得判定の結果については申請書書類に記載して結果のみ県へ渡している。申請書の電子化については、障害者の特性上、電子化による手続きが難しい対象者がいることも考えられる。
- ⇒（二宮町構成員）所得区分については船橋市同様に判定を二宮町で実施しており、判定結果のみを県へ送付している。電子化の部分については、申請者からの受付については紙で実施したとしても県への進達が電子化できれば、今よりスピード感があがるのではないか。
- ⇒（厚労省情参室）デジタル庁へ確認したい。議論のステークホルダーとして自治体（都道府県、市町村）、障害者、医療機関の3者がある。また、この3者間における電子化としては都道府県と市町村間の電子化、障害者と自治体間の電子化、医療機関と自治体間の電子化の3つに分けられる。これら3者間の電子化についての考え方を教えていただきたい。
- ⇒（デジタル庁）関係者が複数ある中で、少なくとも自治体が絡む部分はデータの連携ができる姿を目指すべきだと思っている。そのため、現在、連携要件についてはデジタル庁で検討を進めており、庁内連携については定める予定であるが、庁外の外部システムとの連携も明記することもできていると思っている。またマイナポールのびったりサービスについては、利用者の特性上、どこまで利用できるのかという課題がある中で、デジタル社会において全ての人にとって便利で安心感ある手続きはどういったものなのかという観点で具体的に実装すべき機能の合意形成が図られることが大事であると考えている。

以 上